

林野火災対策編

林野火災対策編 目次

第 1 章	災害予防計画.....	785
第 1 節	林野火災に強い地域づくり.....	785
第 2 節	林野火災防止のための情報の充実.....	788
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	789
第 2 章	災害応急対策計画.....	791
第 1 節	林野火災の警戒活動.....	791
第 2 節	発災直後の情報の収集・連絡体制.....	793
第 3 節	活動体制の確立.....	794
第 4 節	消火活動.....	795
第 5 節	二次災害の防止活動.....	797
第 3 章	災害復旧計画.....	798

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

本市の総面積のうち、山林の占める面積構成比は75%（塩尻市森林整備計画より）であり、林野での火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生する。また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への焼失等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

市、松本広域消防局、木曽広域消防本部及び県は、林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 主な取組み

松本広域消防局は、関係機関等と連携を図り、松本広域連合消防計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 市、松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

広域連合消防計画を作成し、予防対策の万全を期すものとする。計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(イ) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

- (イ) 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防御鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

イ 県が実施する計画

市に対し、林野火災対策計画の作成について助言し、予防対策の万全を期すものとする。

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

市、松本広域消防局、木曽広域消防本部及び県が実施する計画

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通じて、森林愛護及び防火思想の徹底を図るものとする。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図るものとする。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図るものとする。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進するものとする。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材等の消火機材の整備を推進するものとする。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立するものとする。

- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備を図るものとする。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報の発表等、気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

イ 県が実施する計画

長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努めるものとする。

ウ 関係機関が実施する計画（長野地方気象台）

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現場及び関係機関相互の通信手段を確保し、円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じ、ヘリコプター、無人航空機、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。

また、状況に応じて、ヘリコプター、無人航空機または車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

イ 県が実施する計画（危機管理部）

林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 松本広域消防局・木曽広域消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

イ 県が実施する計画（危機管理部）

(ア) 市に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について助言を行うものとする。

(イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保するものとする。

(ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与するものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア 市及び松本広域消防局・木曽広域消防本部が実施する計画

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

イ 県が実施する計画（危機管理部）

(ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。

(イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により市民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害防止を図る。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれのある場合は、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

- 1 気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合において、警戒活動を実施する。
- 2 林野火災発生時において、消火活動等林野火災防御措置を実施する。
- 3 林野火災により荒廃した箇所において、二次災害防止を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 市、松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議するものとする。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

- (ア) 気象条件が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請するものとする。
 - (イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、または、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずるものとする。
 - (ウ) 火災警報の市民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示板、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、防災行線無線等を通じ、周知徹底するものとする。
- (2) 県が実施する対策（危機管理部、林務部）
- 気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気の取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止するものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について、迅速かつ的確な情報の収集のため、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

(1) 市が実施する対策

- ア ヘリコプターによる偵察の要請
- イ 職員の災害現場への派遣
- ウ 関係機関との連絡体制の確保

(2) 県が実施する対策（危機管理部、警察本部）

- ア ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- イ 関係機関とのホットラインの設置
- ウ 現地情報収集チームの派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

- (ア) 県への火災即報の送信
- (イ) 広域連合消防計画等に基づく所要の体制を確保し、被害の一举縮小を図るものとする。

ウ 県が実施する対策（危機管理部、林務部、警察本部）

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施
- (ウ) 現地情報収集チームによる現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災即報の送信（必要に応じて林野庁、関係省庁への報告）

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する対策

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。

イ 林野所有（管理）者等が実施する対策

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行うものとする。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 市、松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の機具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 市民等の避難
- ケ 空中消火の要請

(2) 県が実施する計画（危機管理部、林務部）

県は、林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置をとるとともに、市に対して助言を行うものとする。

ア 通報連絡

林業関係者及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、(イ)、(ウ)、(エ)に掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施するものとする。

イ 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるため、火災の拡大にともない、当該関係機関のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状

況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示するものとする。

ウ 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により要請するものとする。

エ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、県地域防災計画風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣」により、要請するものとする。

オ 林野火災空中消火

消防防災ヘリコプター等による空中消火を実施するものとする。

(3) 関係機関が実施する計画（中部森林管理局）

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林または国有林付近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、震災対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣」により、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 二次災害の防止

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

イ 県が実施する対策

(ア) 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を講ずるものとする。

(イ) 建設部が実施する対策

- a 緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設点検を実施するものとする。
- b 必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をするものとする。
- c 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うものとする。

また、必要に応じ応急活動を実施するものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本計画

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

(1) 市が実施する対策

ア 寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。

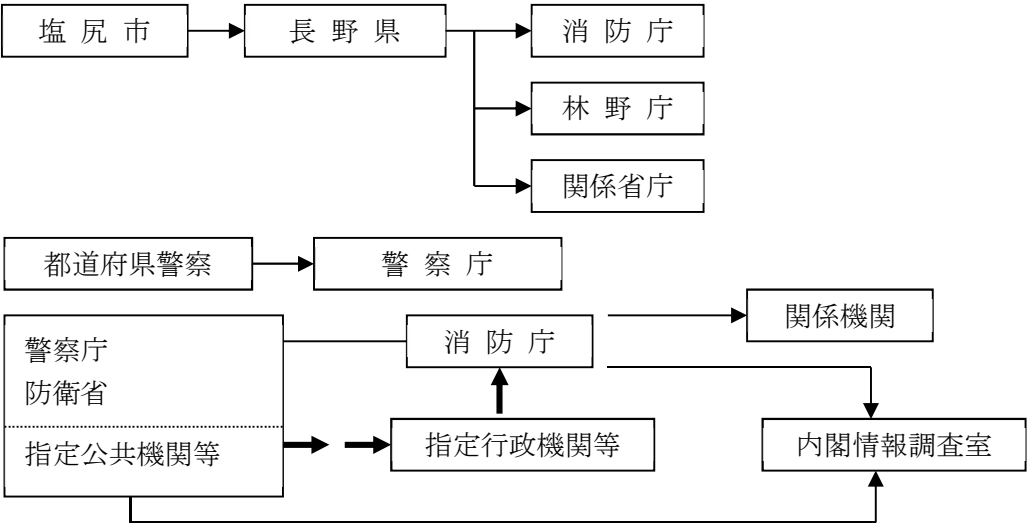
(2) 県が実施する対策（林務部）

ア 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成するものとする。

イ 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止または軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討するものとする。

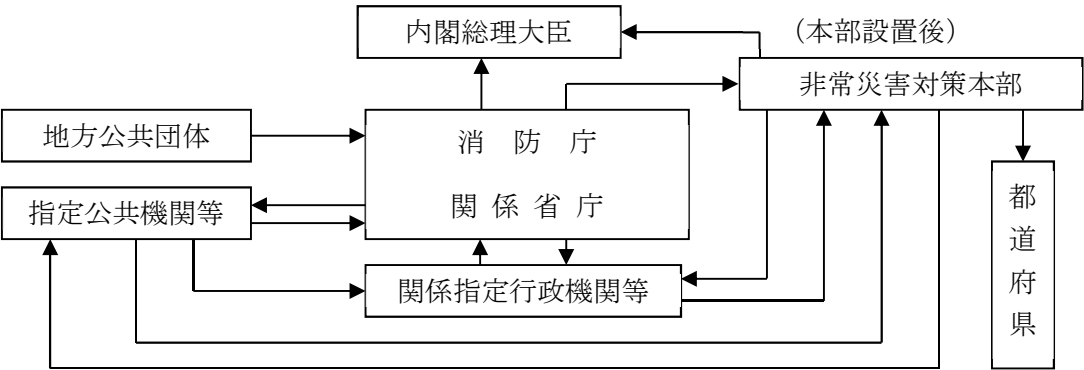
林野火災における連絡体制

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

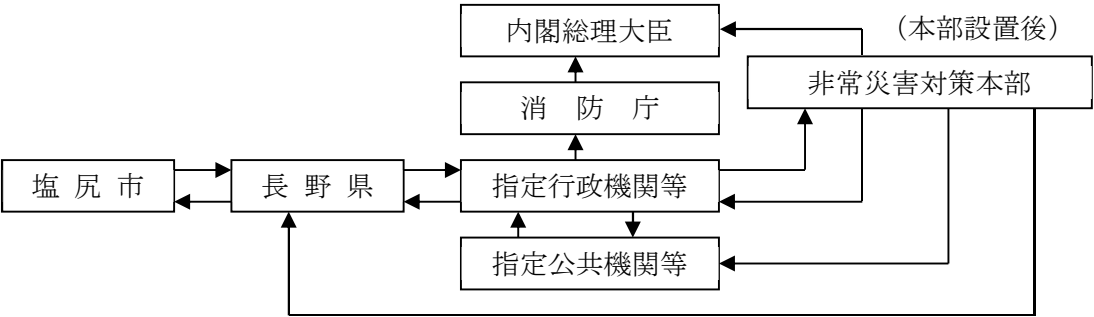


大規模な場合（→→ は、指定公共機関等の場合）

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、塩尻市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。